第百七十八条の二の二、第百七十八条の二の三及び第百七十八条の四	内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条	第百五十三条
第百七十八条の五	内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、損益	損益
第二百三十八条第二号、第二百七十条の二第三項及び第四項、第二百七十四条第三項第十号ロ並びに第三百五条第三項第百十号ロ	国内基準行	特定承継会社

第四条中「（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（連結自己資本の額に加える調整）

第十二条　規則第十四条の五第四項に規定する法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「海外営業拠点を有しない銀行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「海外営業拠点を有しない銀行」とあるのは「特定承継会社」と読み替えるものとする。

第三条の次に次の七条を加える。

（合算関連法人等から除かれる者）

第四条　規則第十三条の十一第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条及び第十条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を銀行とみなして、平成二十六年金融庁告示第五十一号（銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一項第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件）第一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、同項第三号中「第二条第二項の算式におけるTier1資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三号に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）を有しないものである場合にあっては、自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額）」とあるのは「第二十五条の算式における自己資本の額」と、同項第四号中「第十四条第二号の算式におけるTier1資本の額（当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあっては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額）」とあるのは「第三十七条の算式における自己資本の額」と読み替えるものとする。

（債務の保証）

第五条　規則第十四条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第二条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第二条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

第六条　規則第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第三条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第三条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（外国政府等）

第七条　再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（金融機関間取引）

第八条　規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と、同条第十七号中「法」とあるのは「銀行法」と読み替えるものとする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第九条　規則第十四条の二第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額については、特定承継会社を銀行とみなして、平成二十六年金融庁告示第五十一号第七条第一項（第七号イを除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（自己資本の額に加える調整）

第十条　規則第十四条の二第二項の規定に基づく再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十一号（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「海外拠点を有しない銀行」とあるのは、「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

（清算機関に対する信用の供与）

第二十九条　農林央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条の二第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、第十四条において準用する自己資本比率告示第十条第三項第三号に掲げるものとする。